

日本領土祖型論(九)

—日本領土の発祥的形態に関する研究—第三部の九

桜井光堂

目次（承前）

第二章 日本における原始的國際法規と法の一般原則

序言

第一節 日本古典と國際法規ならびに法の一般

原則——中國古典との対比において——

(イ) 国家結合の形成の様式と原因

國際約定および国内法上の契約の手続

(ア) 国交の断絶と戦争の開始および終了

(二) 國際的ならびに国内的裁判制度

国家の新立と承認

(ハ) 国家および領域の分合と得喪（先号掲載の
つづき）

(ト) 主権者の地位の継承と政治的責任の追及方
法

(チ) 外交使節と密使の地位

第二節 古典以前における國際法規ならびに法の 一般原則

(八) 国家および領域の分合と得喪（法学論集第二十九号のつづき）

以上のように、「領土完成王」と「おなじく領土完成王の配偶者たる敬神巫女女王」という「おくり名」すなわち

「死後の、いわゆる戒名のことき神名」として、「おもだる」および「いもあやかしこね」の名をもつ二人の、生前の事蹟にもとづく統治者としての位置付けを考察した。

この段階から進んで、国家の最も古い記録文献たる「記紀」は、「おもだる」までとは異なる国家の性格をもつものとして、次の世代では新しい国家の形成の記述を行なつていて。これに先立つて、この記述の前段階としての序説的な、始源についての記述が、それまでの、冒頭の文言「天地初発之時」からはじまって、「次おもだる神。次妹あやかしこね神」に至るまでの一連の記述であるが、その、いわば前段階的な序章的記述の最終の文言は、「次伊邪那岐神。次妹伊邪那美神」（記）でしめくくられており、次の新しい性格をもつ国家形成の記述がはじめられるためには、その新しい性格をもつ国家の形成活動の開始者たる男女（祖先）が、冒頭の文言からはじまって「おもだるおよび妹あやかしこね」までに至る血統系譜上の正統な地位を占める子孫であり、後継者であること、そして、その後継者たる子孫の「伊邪那岐・妹伊邪那美」夫妻が、まさに新しい性格をもつ国家形成の開始者であったことを示しておく必要があつたために、記紀の記述は、国家王室の祖先系譜の七代の末尾において、伊邪那岐と伊邪那美の両者を、古代神道にもとづく「いわゆる戒名」に相当する「神名」をもつて記し、おくり名としての神名をかかげるのである。

しかし、次の本来的な、新しい国家形成活動を行なつたこの夫妻の活動事蹟の記録を意味する記述に至ると、この両者「伊邪那岐・伊邪那美」の行動は「伊邪那岐命・伊邪那美命」の名で、人間活動として記述される。おくり名をおくられるよりも前の、生存当時の行動であるということを明らかにしておく必要があつたためであることはいうまでもない。

さらにまた、この両者（祖先夫妻）の地位についても、夫である伊邪那岐は、死亡した妻の実家を訪問して、風俗習

慣の相違、というよりもむしろ利害関係の衝突が風俗習慣の相違によって倍加されて、婚姻当事者とその国家とが相手方に対しても互いに開戦の通告を行なうに至った時、はじめて伊邪那岐命は、皇帝としての「大神」の地位につくのであるが、おなじような「大神」すなわち「皇帝」の地位を称するものとしては後の「天照大神」とその弟の速須佐之男命が、ともに、一方の天照大神は父から正当に大神としての地位と資格をあたえられ、他方の須佐之男命は神夜良比夜良比の処罰をうけたのち、出雲国に至り、須賀の地に宮殿を造営し、稻田姫を妃とし、須賀宮を王宮とした時に大神という称号を自ら取得している。即ち、この時から皇帝としての地位についたものといわなければならない。

このように、神、大神、命の名辞と称号はそれぞれ厳密に用法が区別され、法的地位、権利、資格がきわめて正確に記述されている点、まさしく國家の公文書であることを認識せざるをえない。なお、記紀の用法としての特徴は、神を生む、または成りませる神などという用法は、神を設定して祭ること、神の社（やしろ）を設営すること、祭祀をする神官を任命すること、それによって、その新規に設けられた神が守護するところの「官職」と、その官職に任命されたところの人間（政府官庁の職員、主として大臣に相当するもの）があつて、ある人物がある官職に補せられたこととか、そのことによつてある官職が新たに設けられたことなどをあらわす用法が多いのである。

このように、文献的には最古の記録文書であるところの記紀は、国家の公文書として、氏族制度の下における国家の枢要の地位に任命すべき文武百官の昇進登用等々のあらゆる人事について、諸族の地位、昇進または任命のための基礎資格や権利の個々の部族的、氏族的淵源を登載した基本台帳という性格をもつ由来書としての一面をもつものである。

「おもだる」および「妹あやかしこね」の夫妻について次の段階は、それまでの祖先とは異り、新しい性格をもつて

形成されてゆく別個の新国家建設活動者夫妻の活動記録となる。そこにあらわれてくる新国家は、のちに神倭伊波礼毘古命によって形式的に完成された統合的国家として、日本列島の中央部から西日本のほぼ全域と、東日本の関東地方までを支配権の下においた「日本国」の前身である「豊葦原水穂國」または「豊葦原千五百秋水穂國」で、まだ日本国となつていない「より」小規模の国家であるが、しかしすでに「日本国」の前身としての性格を有するに至つていたものである。したがつて、それ以前の国家とは性格を異にしており、それ以前の国家と祖先系譜は、たしかに血統譜においても、国家領域の拡大発展の方向においても、「おもだる」と「妹あやかしこね」では、それが王統の祖先であることとは明らかであるし、その領土も、のちの日本国領域の基礎をなし、統治権の根拠をなすものとなつたことはいうまでもないが、しかしそれにもかかわらず、「おもだる」と「妹あやかしこね」夫妻の次にあらわれてくる次代の夫妻たる「伊邪那岐」と「伊邪那美」という両者の共同行為による国家の建設活動は、前代までは大きく異り、「中央國家」と「中央政権」の獲得のための行動に変化するのである。しかも、客観的にはその活動は、婚姻の両当事者の共同行為であることが明瞭であるにも拘らず、婚姻当事者の一方（伊邪那岐）は、自己の一方的な領土拡大行為であると理解し、他方（伊邪那美）は両者の共同行為であると考えている点に両者（従つて両国家）の間に決定的な見解と主張の相違があり、そのことが両者の決定的分裂を招來し、以後数代に亘る王位継承権の争奪のための戦争と外交交渉をへて、神倭伊波礼毘古命の時代に至つて漸く終結を見るのである。

しかば、次の世代が、「おもだる」と「妹あやかしこね」の時代との間にその国家の性格において如何に異なるかといえば、「おもだる」と「妹あやかしこね」の時代までに築かれてきた国家は文明国家を自負して、政治経済その他あらゆる点において価値ある国家であるとされており、この国家は「不安定な状態（多陀用幣流之国）の国家ではない。

不安定な状態にある国家とは、この国すなわち豊国を除いて、日本列島全域にわたって群立する百余の国を含む全般的な日本列島の政治状況そのものをさすことばである。かりに、それらがゆるやかな全体的秩序を形成しており、かつそれが、大やまとと称して、やまととの国を中心とする国家連合をなしていたとしても、その結合水準は高度でないため、「多陀用幣流」の状態にある国々と考えられるようなものであつたであろう。このような状態の諸国家を統合もしくは統一することを目指して、次の世代たる「伊邪那岐」と「伊邪那美」の夫妻の国家建設が開始される点で、それまでの「おもだる」と「妹あやかしこね」の時代とは国家としての性格が異ると同時に、皇室の祖先としての地位も全く異なるのである。したがつて、王統譜としての祖先系譜は「伊邪那岐」と「伊邪那美」をもつて、そのはじめとすることができるのである。

長門国と阿牟国との相関的地位

のちに日本国と称するに至った日本列島の中央政府をもつた国家すなわち「大和國家」と「大和王朝」の祖先系譜において「おもだる」と「妹あやかしこね」の段階まで考察を進めたが、その神名すなわち戒名が、それぞれの王の事蹟、とくに王名として特徴づけるに足る各時代の領域拡張事蹟や、農業立国による開拓もしくは国土建設、港湾建設のことき国家的事業を行なつた事蹟にもとづいて、おくり名として付けられたものであることから、系譜王名の意味を明らかにすることによつて最初豊国から出発、発足したこの国が、その領域を本州西端の赤間の関に拡張し、ついでこの瀬戸を中心とする長門国と阿牟国を六門国と改称して領土化し、又は、すくなくとも連合的統合の下に收めるに至り、本州進出のための一級階を劃し終つたという発展の経過を究明することができたと考える。したがつて、

次の新しい段階として、それまでとは異なる中央政権の獲得を目指す国家としての拡大（政権の奪取または新規樹立）を立国的基本方針とし、国家の基本的性格とする段階に入るのが、「伊邪那岐」「伊邪那美」の段階である。その場合に、「伊邪那岐」と「伊邪那美」の立脚地点たる領土の範囲はどこからどこまでに亘るものであるかということを明らかにする必要があり、それも、「伊邪那岐」「伊邪那美」の結合に先立つ各自の独自領域の範囲をまず知つておかなければならぬ。それによつて、両者の婚姻による連合体の領域範囲と、両者の共同的活動によつて新規に獲得した新領域と、連合解体後に各自の固有領域として残される領域部分すなわち婚姻結合よりも以前のそれぞれの本来的領域とを区別して認識することができるのである。

(A) 豊國と豊浦（郡）の領域的関係

豊國という国名が豊草の国の意味であり、豊草の草という語を省略したもので、豊の国と呼称し、新しい弥生時代初期または繩文晚期、したがつて米麦栽培が中心となるよりも前の、まだ里芋（豊草）栽培が貴重な価値を有していた時代に、誇り高く名付けられたものであることは、すでに論述したところであるから、改めて詳説する必要はあるまい。

国家の名称として、その国の政府主権者が他国に対し、よりすぐれた存在であることを誇示するための国名は、独自の信仰的名称かまたは、その信仰的名称をも含めつゝも、同時に、時代の先端をゆく新しい国家経済発展段階や武器、もしくは生活技術の発展段階を示す国名であることは自明の理であり、自国を蔑称するような国名を用いる国家はありえないであろう。たとえば「倭」は中国語（漢字）では「小さい」を連想させ、矮小、矮軀、矮屋などと関連

的なイメージをあたえるので、本来日本人が対外的に使用すべき、または使用するに足る文字ではない。もし使用するとなればそれを相当とするだけの対外的地位の上で、しかるべき理由があつたためであると判断される。豊草を国家の名称として使用するのは、それが国家と国民の生活を豊かにし、食糧の悩みを解決するに足るものであつたためであり、豊草栽培が、そのような誇称に値した時代は縄文晩期から弥生時代の前期すなわち西紀前三〇〇年頃から西紀前二〇〇年頃までの間であり、この期間に豊国は国名を新たに豊国と称して立国し、強大化を加えていったと考えられる。水稻栽培はすでにはじまっていたが、神秘的な神聖植物として各國の政府首脳部の間でその栽培技術は秘密とされ、消費階層は極めて限定され、庶民は水稻栽培地に接近することを禁止されていたと考えられるので、大衆の消費しうる食糧は、あくまでも粟、きび、芋類等々のいわゆる今日の雑穀類で、それが当時の主食品目をなすものであつたから、豊草の栽培によつて食糧難を解決した国家は、これを諸外国に誇示することができたであろう。

豊国に対して、九州北岸から関門海峡をへだてて望見しうる赤間関（下関）は豊浦（郡）とよばれる一国家的単位の最重要閥門であるが、元来は赤間の関（赤間が関）であり、さらに起原的には、部族名称としての「赤見」の部族が支配する「赤見の浦」（赤見の国）とよばれていたものであろう。豊の浦という、現在もなお使用している郡の名称（トヨラゴオリートヨラグン）は、豊草の族（やから一部族）または豊草の国とおなじ豊草の浦の意味である。浦とは、津や水戸（港）とおなじく発生期においては、谷、谷津、村、里、野、国と共に、すべて小國家を意味する。しかし、長年月をへて縄文晩期にはすでに國家をあらわす語としては、くに（国）が主流をなすに至り、より古い形態を残すものとしてはなおも「野」（の、またはぬとも発音する）が用いられ、さらにまた「何某」野の国」（例えば毛野国）というようにな「野の国」としても使用されていたと考えられ、浦や港や津は、海人部族の海人（あま）または海人見（あまみ）、奄美

(あまみ)、海士(あま)、阿武(あむ)、海人津見(あまつみ)、安曇(あづみ)、我妻(あづま)が支配的部族として統治し、居住している国家の意味において用いられたものが、海人部族の宗教的信奉の対象となつたところの山岳崇拜宗教としての、大山津見を中心とする山の神および山の火の神への帰依と山岳崇拜部族への服従的同化の過程の中で、浦や港や津という語が有してきた国家という意味が後退し、変質して、国家としての「野」(の、もしくはぬ)や、おなじく国家としての「くに」(国)の下部組織的用語に転化して、行政区劃をあらわす用語となつた点で「里」(さと)や「村」や、さらにより古くからの「谷」や「谷地」、「谷津」、「谷戸」とおなじ変遷過程をたどつたものとみられる。

したがつて、豊の浦は元來、赤見部族という赤色を尊崇する海人(あま)部族が支配権を掌握していく、「赤見の浦」と呼ばれていた国家であつたであろうが、これを豊国が支配するに至つて、豊の国の領土として、浦をそのまま使用しながらも、豊国の領土としての海浜地帯国家という意味に切り換えて豊浦と改称したものと考えざるをえない。したがつて、その改称の時期はおそらく西紀前一〇〇年頃から西紀直前の頃までであろう。つまり、北九州から山口県および広島県、島根県(石見国と出雲の国)、および四国(三か国から四か国に分けられたことが国見山と矢筈山の分布図によって明確に証明され、その時期は、おそらく弥生時代前期までで、山岳崇拜制度がまだ有効に機能していた時である)に向つて新しい農耕土木技術が伝播拡大してゆき、鉄製の工具が使用され、ハタラリ作業がはじまり、水稻の栽培が行なわれるようになつてゆく歴史段階の時期である。北九州から中国と四国に向つてこのような新しい文明開化の波がひろがり伝つてゆくということは、具体的には、北九州の門司(豊國)から山口県の下関に向つて新技術が上陸することを意味する。それはまさに豊国の國家権力が、赤間(赤見)部族の支配してきた赤間の関と、赤間の国すなわち赤間の浦全体を豊国が制圧してその支配下におき、この赤間の浦を改称して豊の浦とし、独立の国家としてではなくて、豊国

植民地として位置付け、さらに進んで、美禰の国（美祢郡）、厚狭の国（厚狭—あつさーの国、厚狭郡）、大津の国（大津郡）を支配下に置き、長門国全域と、ついで阿武国をも統合下におくに至った過程としての、「おもだる」と「妹あやかしこね」の時代までの王統系譜の展開過程と、歴代諸王の事蹟の発展過程とに符合するものであるということができる。

このように豊國と豊浦との関係は、北九州の新興国家である豊國が、本州西端の赤間の国（浦）を権力下におさめて、これを豊の浦、略称して「とよら」と改め、これを植民地として、豊國そのものとは区別し、差別的に処遇したものであろうと考えられる。それ故にこのような、本州への最初の領土的拡大の段階で、早くも、天つ神と日の神とを崇拜する部族または種族を天孫系とし、他方、土着の原住民たる海人（あま）もしくは海人見（あまみ）の赤や毛の部族や、それらを支配する山岳崇拜宗教による中枢的政治権力機構とその部族（山津見、黒、黒目、久留米、久米、荒、熊、麻、襲、阿佐等々の諸部族）を国津神（土着の山岳神）信奉者とし、これを国津神系の人民諸族と呼んで蔑視する（蛮族視する）法的処遇を行なつたであろうと考えられる最初の萌芽が、この豊浦と豊國との関係の中に見出されるのである。この区別または法的差別的措置は、異教徒すなわち異部族に対する取扱いの中でも最も中心的なものであり、部族概念の中心的契機が、こうした宗教的信奉の対象が何であるかという点に見出されるともいべき、当時の宗教國家的時代においては、優越的支配部族が、従属的劣敗者たる異宗教信奉の異部族に対して、恐らく当然に採用する法的措置であった。なお、このような差別的な法的地位の身分制度は、例えば須佐之男が国津神系統の豪族（王侯）の一人に身分を切りかえられ、天津神系統の王侯から法的に転落させられたという記紀の戸籍法的事例に徴しても、これを見ることができます。族際法的措置である。

豊浦と豊国との関係において、豊国が赤間の浦（国）を豊浦と改称支配し、領有したものであるということを証すべき論拠として、穴門国という国名があげられる。豊浦が豊国によって領有されたのちにさらに進んで美禰の国、厚狭の国および大津の国（美祢郡、厚狭郡、大津郡の長門国各郡）と阿武国が豊国の支配下におかれたと解される「おもだる」と「妹あやかしこね」との夫妻の時代において、それまで、これらの諸国が一つの連合体をなして、結びついていたところの、その「つらなり」または「つれ立ち」もしくは「組み」すなわち「連合」の名称は、おそらく「阿武国」および「長門の国」の組という名であったであろう。そしてそれらすべてが豊国の支配下におかれた時、つまり「おもだる」と「妹あやかしこね」の時代に、豊国の支配範囲に含まれたことを証する国名として阿武国と、長門の国を合体して、「穴門の国」となし、豊国から東の、それまで長門の国と呼称されていた国家の全域と阿武の国との二国にわたる地域が、もはやすべて豊国の領土であること、それ故に、関とよばれていた海域（赤間の関）は、すでに豊国側と長門国および阿武国側との、二つの相いことなる国家の間を区切る国境の海峡ではなくなり、したがって、従来長い海峡の関戸の国という意味をもち、ここに首都をおく長門の国という国名を廃止して、豊国の国内を貫流する「穴水」（同一国内での海峡）で仕切られただけの、豊国が領有する（植民地たる）国家であるということを明らかにするための国名として、これを「穴門の国」と呼称することにしたのである。おそらく、それを行なった國士が、「おもだる」「妹あやかしこね」夫妻であると判断して誤りではなかろうと考えられる。それは國名としては、「他國の領土となつた國家」という意味をあらわすことになるので、甚しい劣敗感と屈辱の念を旧「長門国」と「阿武国」とにあたえずにはいない。穴門国から再び阿武国が分離したのはいつか明らかではないが、豊国がさらにその領土の拡張を東に及ぼして、周防および安芸の二国を支配下におさめるに至つては、もはや穴門国と長門国および阿武国のいづれ

かの国名に固執することは一見無意味であるかのごとくに後世の日からみれば考えられるかも知れないが、豊国の領土拡大過程から判断する限り下関を重要な守りとする点で、穴門国の名称を維持する利益と必要性は豊国にとって極めて大である。従つて穴門国という植民地的国名は、大和王朝の確立と、中央集権化の進展による諸国の内地化がほぼ完成する国郡制の設置の時（七世紀中葉）である大化の革新の期に至るまで継続するので、この間数百年間にわたつて使用されつづけた穴門国の国名は、豊国の植民地的領土であるという意味を風化摩滅せしめられ、大化革新の時期において、阿武国と穴門国とを合併して、長門国と改称されることになつても、すでにはや、長門国という本来の国名の意味と穴門国との語義上の関係や相違点は理解され難い状態になつていてある。しかしあくまでも、長門国が本来的なものであり、それが大化革新による国郡制設置の時まで数百年に亘つて、あるいはおそらく千年に及ぶ期間穴門国として呼称されつづけ、ついに再び、国郡制によつて長門国として呼称されることになつたときには、その法的性格は国家としての長門国ではなく、日本国内における一個の地方行政単位ともいべき「くに」や「こほり」の制度の中での長門国として位置付けられていたということになるであろう。

ところで、長門国—穴門国—再び長門国という変遷過程の中から、長門と穴門の問題とは別途に、国（くに）の性質が浮び上つてくる。「くに」とは大化革新期における国郡制度の創設によつて、日本国家の内部の地方行政単位として規定せられたが、本来的には国家（state）であつて、その基本的意味は明治時代まで継続してきた。したがつて、その間、戦国時代においては、再び本来の国家単位的意味を復活させ、諸国諸大名は実質上、国王（King）として統治権を行使し、日本列島は再び統合国家の段階にまで立ち返り、さらには完全な諸國家群立状態が復活し、短期間ではあるが、戦国時代としての国際社会が出現した。それは織田信長によつて再び統合されたが、さらに再統一が実現

したのは明治時代であった。この近代的明治国家の県郡制施行によって、日本の「くに」は唯一の日本国家を示すものとなり、日本列島上に、日本国家以外の他の国家は存在しなくなつた。しかし、国（くに）は、その本来の意味において国家そのものを示す観念であった。野と野を結び、組みあわせて野々とするよりも、組野と呼び、これをさらに呼び易い新観念として「くに」という用語を発明したであらうと考えられる縄文時代のおそらく中期すなわち西紀前三〇〇〇年から、同じく、前二一〇〇〇年頃までの、大集落形成期の山岳地および平地居住中心の時代から、国家としての「野」という観念をのりこえて、「野」と併用しながら、新観念としての「くに」の名で呼ばれる大型の国家（數十個の野の結合体たる組野クミヌで今日の各県に当る国々）が徐々に列島全域に形成されてゆき、次いで縄文時代後期の西紀前一〇〇〇年から前一〇〇〇〇年までの間に、山岳崇拜制の諸国家は、その居住地および支配領域を海岸地帯に拡張して、海人部族群に対する支配権を強化してゆくのである。この段階において山岳崇拜制度にもとづく国家体制との領域範囲、国境劃定の法的措置は完成される。列島全域に亘つて数百カ国から百数十国ないしは百余国にまでその数を減じた国家群はその領土を拡大し、すべての海岸地帯に国境明示施設と国境警備軍を相互に配置し、悉くこれらを遠見山、物見山、立石、矢走り、犬走り、矢落、波照間（果ての見）などと命名して、法律上の正規の観念体系を完成させている。この完成時期から、それが有効に運営され施設してきた期間は、おそらく西紀前一〇〇〇年から西紀前三〇〇〇年頃までの数百年間であろう。完全に円熟期の全盛時代を過ごしつづけた山岳崇拜宗教立国体制の国々（諸國家群）は海外諸国との関係の急進展によつて、国家体制の機能的限界に達し、この体制を放棄し得ないままに、外来の農業立国体制に立脚する「非山岳崇拜国家たる農業神崇拜国家」によつて侵略され、敗北し、山岳地域に後退して抵抗する土着部族集團に転落してゆく。それが西紀前三〇〇〇年頃からはじまる弥生時代の凄惨な、支配国家逆転

と戦乱の期間であり、この期間において山岳崇拜国家群が相互に数千年に亘って形成施行してきた法体制は、崩壊し、各国の相互関係についても、國際慣習法としての各国共通法規（日本列島における万国公法）が効力を喪失してゆく過程であったと考えなければならない。いづれにせよ、数千年間にわたって、「くに」は國家をあらわす觀念として作出されたものであった。西紀前四〇〇〇年から前三〇〇〇年頃までの縄文前期において、集落の形成と定着性の増大の時期に、まず出現した国家觀念は、「谷」「谷地」「久保」であり、岩戸や岩屋を居城とする王（うし・大人・牛・押・長・あじ按司）が支配する人民、それも主として血縁集団から成る人々の居住する谷地（valley）であった。その領地をさし示すものとしては、野見山、部族守護山岳（聖山・神山）としては、たとえば黒岳、赤岳等々の山が指定され、領土範囲を示すためには矢筈山・矢櫃山と、その矢の方向を示す矢山がおかれ、国境を示すためには矢立山、矢落、境山、境川、鏡岩、立石、金山、片倉がおかれ、さらに国境附近の守備隊の存在を示すことによって国境の存在自体をあらわす亀山、亀岩等々がまず法技術的に発明され、各国共通の法規上のものとして使用されたが、縄文中期の西紀前三〇〇〇年頃からの大集落形成期には平地居住がひろがり、此の段階において、国家觀念は、「谷地」をもつてしては荷担しきれなくなり、必然的に、「野」によって、「国家」をあらわす方法を、発明したもの、と考えざるをえない。

「毛野」「熊野」「麻野」「火野」などが国名として使用され、「上つ毛野」「下つ毛野」が国家として成立したのもこの時代であろう。もとより、それに先立つて、またはそれと併行して血縁氏族と生産活動との関係が複雑多様化しており、人口増加と相まって、「見」をもつてあらわすところの「部族」の分立と分化の現象が俄かに盛んに行なわれ、それが「野」（國家）の分立をさらに推進することになる。「石見」「毛見」「鶴見」「糸見」（糸満）等々の数十、数百の部族の成立と、部族が支配権を掌握する「野」（ただし、毛野は例外として、多くは村または郡に相当する規模のもの）の乱

立によつて、日本列島に數千の小國家（野）が發生したのもこの時期であらう。これらの「野」が統合され、または併合されて、数十の「野」が組んで「くに」（國）となつてゆき、西紀前一〇〇〇年頃から徐々に國（くに）は歩調を合せるかのように海岸地帶に領域を拡張し、海岸線を國家領域内にとりこむことによつて、その國家領域の形態と、領有権を表示して第三者に対抗しうるための公示方法とを完成するのである。このように国家は「くに」観念を最終かつ最大の規模の政治集団をあらわす単位觀念として発明し、使用しつゝ、西紀前三〇〇年頃の縄文晚期の、自然採集經濟に依拠する山岳崇拜体制國家（山の神と山の火の神とを最高神としてあがめ、すべての社会活動が、山を基礎とし、山からはなれることなく行なわれる体制）の停滞期、行き詰まり期に達する。とくに西日本がそうであつたが、この段階で縄文式採集經濟を打破し、その収穫量の限界を突破しうる新技術として弥生期の水稻栽培が持ち込まれる。縄文時代は終焉期を迎へ、敗北し、弥生時代に入り新興の農業立国体制の國家、たとえば豊國が勢力を増大してゆく時代となる。すなわち、記紀の冒頭の王朝祖先系譜の「おもだる」「妹あやかしこね」の時代に至る数代の事蹟はこの時期に符合するものと考えなければならないのである。しかもこのようない農業技術を導入した外来者や、すくなくとも、外來者と同化した土着人（山岳体制国家であることをやめた土着人）の国家にとつては、旧来の山岳崇拜体制国家という縄文式文化を固守する旧支配者たちとの衝突のおそれは殆ど全くなかったといつてよい。農耕地ともいいうべき適当な土地は、すべて山岳崇拜体制の国家にとつては何らの価値なき荒れ地にしかすぎなかつた。狩獲漁撈と自然物採取は、いかに共同採取を盛んにしても、収穫量に限界があつたが、旧国家は宗教的に山岳地に固着して、栽培を立国の基礎理念とすることができなかつたので、適農地域を、これら外來者の求めるままに、無価値な地域として、安易に譲与したであらう。したがつて最終的には、農業立国の立場に立つ外來人国家、または外來人に同化した土着人国家が、

旧来の山岳国家のすべての支配権を奪取し、國家を倒滅しようとする挙に出でた時、はじめて事態を知り、山岳地帯に立てこもって抗戦し、統治の実権を喪失して蛮族集団の名をあたえられて討滅される運命を辿るほかなかつたことは、すでにのべたところである。これを明らかにかつ詳細に記述したものとして、我々は記紀の神武建国記述において、縄文的山岳崇拜国家群の中でも近畿地方の中核的連合体の主権者が蛮族視されつゝ、最も神聖な山であるところの、しかも主権の掌握者であることを明らかに第三者に対抗して主張しうる山としての「国見山」に立てこもつて抗戦し、ついに滅亡に追いやられるに至つた土着人国家の抵抗の実態を見ることができる。その時期は弥生時代の後期までの、おそらく西紀二〇〇年から、古墳時代のはじめの三〇〇年までの間であろう。山岳崇拜国家体制によるその法体系が全体としては有効に機能しなくなつてから、なおかつ中央部（近畿地方をさす）では、部分的に順守されていた時期でなければ、このようないく支配者としての権威を自からは維持しながら、しかも相手方たる新興国家の攻撃軍（侵入軍）からは時代おくれの劣等な野蛮人として、土ぐも（土組みの悪意による蔑視的な作りかえであろうか）と呼ばれ、さげすまされることはあるえないものである。

以上のべたように、縄文時代の早期から前期までに岩屋と谷地による山岳小国家が形成され、ついで縄文時代の中期に、平地に拡張された領土を含めて、野という観念が、国家としての意味をもつて使用され、それが増加してゆく過程において、組野を変形した「国」という観念が形成され、野は漸次すたれて國という名称が主流をなすようになつていったものと考えられ、本来的には「くに」の国家という観念内容については弥生時代から古墳時代に至つても、なお変化はなかつたし、国郡体制に入つてからでも、その本来の意味は消失することはなく、現在まで伝えられ、現代語としても用いられ続いているのである。

(B) 阿牟國の地位（穴門國との関係的地位）

日本列島における阿牟の「久爾」（國家）の地位は今日まで不明であった点は「信濃國」や「甲斐國」と甚だよく似ている。いづれも山岳崇拜宗教立国の体制を採用している国家として、そのような国家体制に伴う法体系を保有し、対内的にも（国内法上）、また対外的にも（当時の列島内における国際法上）必要とされる法的施設を具備し、山岳崇拜体制の国家としての法を施行していたことは、次に示されるような各般の物的徵標によつて明らかである。このことによつて、これら山岳地帯の国家とか、または海浜部を領域内に保有しながらも、主たる領域を山岳地帯に有し、かつまたその山岳地帯に、統治権を荷なうところの政府中枢機構を所在させているような国家は、おそらく日本列島における自然発生的な人類文化の発達過程を辿りながら国家形成段階へと到達して、縄文時代の中期から後期にかけて完成して行つた小国家群であつて、その点は、縄文時代の晩期に漸く小国家の形成を急いだ海浜部の未完成な小国家群とはことなり、山岳崇拜体制国家という縄文時代に特有の国家形態を典型的に示す国家群であるということを知ることができよう。以下に、これらの特徴的な幾つかの「山岳崇拜体制国家」の形態をかかげることにする。ただ、問題となる点は、その完成された形態から当然に理解されるところとして、いくつかの国々はきわめて完全な独立的国家そのものであつたためか、近隣、隣接の、国境を接する国家群との間の同盟的結合関係や従属的結合関係の詳細な態様が把握され難い点であった。

阿牟国については今日ではその細部が漸く明らかになつてきたが、まず「完成された独立国家的形態」とはいかなるものをいうのであるかという点を説明しておきたい。

完成された形をもつ縄文時代的採取経済国家は、山岳崇拜宗教国家であって、すべての国家社会生活の規範的基礎または地盤を、山岳の神（山の神）と山の火の神（噴火山の火）においている。他のすべての自然現象的神格崇拜はそれと併行し、かつそれよりも劣位のものとして信奉を容認される。併存する八百万（やおよろず）の神々のうち、各氏族、各部族が特に選択的に採用する守護神はさまざまであり、各部族毎に異なる守護神を持しながら、最高神たる山岳神と山岳噴火神（火の神）との二つの規範に服従し、多重信仰の形態をもつて国家と社会の運営を行なっている。法の制定と施行は宗教規範と結合した形で行なわれる。

従つて山岳崇拜体制の縄文的採集経済による国家は、「久爾」の規模にまで拡大発展した段階では、その内部に連合形成の下部組織としての、数十の野（国家）を有し、これを組野としたものを後の郡単位の大きさにまでまとめつつ、それをさらに十個程度の大きな組野（郡に当る）の集合体として連合形態（つらなり、つれだしまたはすもり、すまる、もしはすばる）を作りあげている。従つて、下つてはるかに後代の大化革新による国郡制度の姿にこれをあてはめてみれば、一国は数郡または十個程度の郡から成り、各郡は十数個から二十数個の村や、時には三十数個の村から成つてゐるという形に似てい。すなわち、各国家は、その内部に十個程度の大型の組野を有し、これらを総括した形として「久爾」と称する連合体が、または統合体を作り上げてゐる。その組野は、各々の内部に、二十ないし三十位の「野」を有し、時には、その中のいづれかは、「野」とよばないで、「村」とか、「里」とか、「浦」とか、「津」とか、「国」と名乗つてゐることもある。いづれもそのことば本来の意味においては、原始的な「国家」をあらわすものであつて、けつして、国家に比べてより小さな単位であることを意識したものではない。より大きな結合体または連合体が出来上つてゆく過程において、浦や谷や村や津や里はすべて、国家という意味と機能を失つていて、より大きな組織体

(連合体)が新しく「久爾」とか「野」という観念と用語を作り出し、用いはじめるようになつていったことに他ならないのである。(国家の大連合はスマル、スバルとよばれる。)

これらの山岳崇拜制度に立脚する国家の特徴は次のようなものである。

一、国見山を設置していかなければならない。

明らかに客観的に第三者に対抗しうる物的表示の形で縄文時代の国家社会の、文学を有しない特殊文化型式をもつ種族は、日月星辰、山林、河川などを指定することにより、特定領土の範囲の中に国家が存在すること、およびその主権の掌握者が特定地域を領有していることを公示した。それがまず第一に国見山である。一つの国家には国見山が原則としておかれ、それがない国は、隣接国家への従属国家である。国見山は、国(久爾)という観念が成立してから、はじめておかれたものである。それより以前の「野」の段階では、のちの国に匹敵するほどの大きな「野」においては、「野見山」がまずおかれ、ついで国見山が一般化していったものであろう。国見山がおかれたのは縄文中期からであると考えられる。

国見山とは、ここに国家があり、また従つて「国家を領有し管轄する国王(元首)が存在する」(見る)ということを示す山である。見るのは後見人、世話を見る、見取る、後ろ見をするという意味の「見る」であつて、法的用語である。王が山に上つて國の中を見下ろし観察するための山ではない。国見山には、國家の存在と、主権者の王たる地位の存続発展とを守る神が祭られる。

二、矢筈山または矢櫃山を設けている。

国見山によつて、国家の存在が示されると同時に、その国家の領土がどこからどこまでに亘るものであるかを明示

するために、文学なき種族の国家においては、客観的に第三者に証明できる地物を特別に指定して、列島上に所在する各国に共通の証明施設として他国の承認を得る法的慣習が行なわれてきた。隣接の諸外国による承認が得られなくては、任意かつ一方的な独善的主張とされて、効力を発生しえないし、そのためには、列島上の各国間に共通の名称をもつような施設でなくてはならない。この点で列島上の山岳崇拜体制国家群の間には、共通の規範が存在し、それに対する共通の理解が成り立っていて、そこには一つの国際社会があり、共通の国際法規が適用されていたことを知りうるのである。そのような施設が矢筈山もしくは矢櫃山である。矢櫃の方は矢筈山に比して多少異なる表示機能を有するが、しかし両者はともに領土の範囲を示すためのものである。すなわち、統治権の及ぶ範囲を、矢の発射と、それが直線に進んで落下したり、又は固形の矢止め施設に命中して止まる点までが領土である。一つの方向にのみ発射される場合と、四方八方に発射される場合とがあり、一方向のみに進む場合は矢の向う方向を指示したり又は誘導する方向を示すために指示施設として、えぼし山（烏帽子山－元来は大星山もしくは兄ぼし山であろう）とか、矢はぎ、矢上、矢向などがおかれ、またその反対に、特定方向には矢が進まないことを示すために、矢筈山の附近に、矢坪、矢止め、その他、矢が突き立たない金属名や岩を冠した山の名がおかれ、そちらには進まないことをすべての第三者が知りうる。また矢の進む方向を誤って理解しないようにさせるため、矢の進行方向に対しても直角に支え棒をおく形で、横山、横溝、横浜、横田、横川などの地名が定められる。他方、矢は直線方向にのみ進んで曲線表示ができるないため、矢の放射線によつてくまなく表示しきれない、残された別角度の地域に対しては、改めて別の矢筈山をおいて、一国の内部を二国なみに分割支配する方法をとる。この場合、両矢筈山と、それによって示される二つの領域部分の地位は対等であるが、これと異つて、一方に矢櫃山をおいた時は、正規の矢筈山をおく国家からの支配をうける従属

的な、地位の低い領土部分であることが示されていることになる。肥の国（熊本県）は二つの矢筈山によって二分され、両者は対等の地位を有するが、長門国は矢櫃山をおくのみで国見山を欠き、国見山の機能を果すものは、豊国の国見山であるし、豊国の門司矢筈山の代行者として機能させるために、長門国は中継的な矢櫃山をおくことで、豊国への従属的地位にあることをあらわしているのである。

三、矢筈山または矢櫃山に対応する矢止め施設をおいて国境の表示をしている。矢筈から放射された矢が到達して落下、またはつき刺さって停止するところ、そこには、矢板、板橋、矢溝、立石、矢止、金山、鍋山、鏡岩、矢落、矢走り、犬走り、足立（矢立）、楯、楯石、伊達（楯）、岩田、岩倉、岩城、岩屋、岩谷および龜山、龜岩などのような地名や山名が矢止め表示としておかれている。ここが国境線をあらわすことになる。

四、国家の元首とその首府の所在地は、国名を示す地点におかれるか、または矢筈山と国見山の中間点または、そ
の両者に比較的に近接した地点におかれる。王は推戴制度にもとづき選出されるため、各小国（野）の首長（元首）であるところの牛または市もしくは神、ないしは押、襲（おそい）などの名を冠した居住地区名によつて表示された場所が王の所在地であり、これらの牛、押、市の合議体によつて國の王は決定されたと考えられる。その王城は最も古くは押が谷、押原、牛谷、市谷等々の地におかれ、必ず附近にみそぎのための「清水川」「玉川」「五十鈴川すなわちいすすぎ川」および「初瀬川もしくは長谷川」「ふた瀬川」「みつ瀬川」などを有し、縄文早期から中期にかけての「谷と岩屋」の時代から平地の集落に移行することによって「押原」「市原」「牛原」へと変化して、山地の平坦地区に王城はおかれ。さらに海辺部に領土の重要な部分を求めて拡大してゆくことにより、「牛の城（き）」「牛来」「牛久」「臼杵」などの王城首都名となつてゆく。国の規模にまで発展した縄文中期およびそれより後も、国王の首都はおなじ名

称でよばれ、弥生時代および古墳時代に至つたものであろう。

五、国家が他の国家と同盟または連合、あるいはさらに統合関係に入ったときは、主として三カ国を以て結合の単位とし、三国山をおいている。縄文時代早期からの、小国家の元首の権力の強大さを「三谷」すなわち「谷（国家）を三つ所有している」として誇示した時代から連續して発達してきた慣習法である。三国見山は、三カ国に君臨する統合国家の王、または少くとも三カ国連合の上に立つ王と、その王を守護する山の神の存在をあらわすものである。このような段階は、まだ、「すめらみこと」すなわち「すべる御かた」の出現以前のものである。みすまるの玉一個は一国家をあらわすので、数十カ国の統合王となつてはじめて「すめらすみこと」という名に値することになる。縄文後期にはすでに二十カ国ないし三十カ国の連合國の王や統合國の王は、近畿と九州、および中国地方（四国地方をも含めて）のそれぞれにおいて出現して相い対立していたであろう。しかしながら六十カ国にも達するほどの大連合もしくは大統合をなしとげるのは弥生時代から古墳時代にかけてであったであろう。

以上が国家としての「久爾」が具備している諸条件である。それでは阿牟国はこれらの諸条件をどのように具えているかという点を考察してみよう。

阿牟国すなわち阿武国（長門国阿武郡）の法的地位については、すでに前出の「國家および領域の分合と得喪（法学論集第二十七号のつづき）」の註（3）——法学論集第二十九号・昭和五九年三月三〇日発行——七頁および八頁において、一通り説明しておいたのであるが、ここでは註記としてではなくて、阿武国 の地位それ自体についての体系的説明として論述しておきたい。

(1) 阿武国（阿牟国）の領域範囲

この国の東部国境は島根県境（石見国との国境）である。ここから西に向って下り、日本海に沿いながら進むと、阿武川が日本海に流入する流域に到達する。阿武川の南部流域は川上村であるが、その川下となる萩市の中で、東側の部分すなわち椿東地区までが阿武の国である。東萩に属する部分であるが、この部分と川上村、旭村をへて南は中国山脉の背筋に沿って阿東町に至る。この山脉によつて佐波、都濃玖珂の三郡（周防国）と国境をへだてる。石見国との国境をなすものは須佐町である。西は大津（郡）と美祢（郡）とによって、本来の長門国とへだてられている。

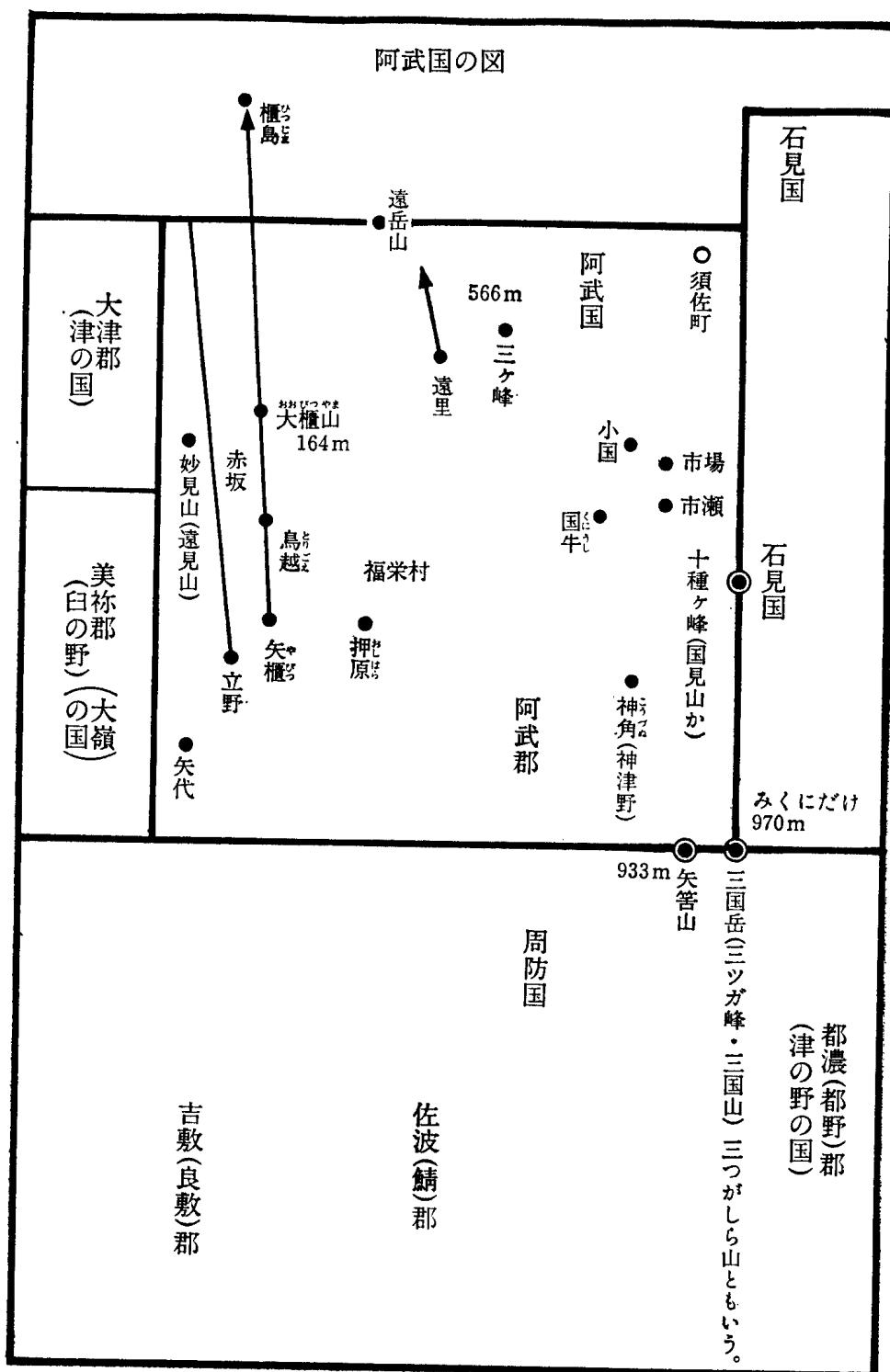
この阿武国の領域内部には極めて古い形の古代国家の徵標をなすものが大量に温存されているので、これらを点検することによつて阿武国のみならず、山岳崇拜体制国家（縄文時代および弥生時代までの諸國家）の特徴を知ることができるのである。

(四) 国家形成の始期と領域範囲

国家として形成されたのは縄文時代早期の押谷、岩屋と谷によつて立国していた時代からである点は他の山岳国家とおなじである。国家を「谷」「谷地」とよんでいたであろうし、まだ「久爾」または「野」が出現しない時から、国家に当る「谷」として成立していたと考えられる。とくに須佐町から阿東町にかけての山岳地帯がもつとも早く文明開化をなしとげて、徐々に山岳神崇拜の宗教的權威を海辺部に及ぼして日本海側に向つて山岳地から降りて領土をひろげてゆき、海人部族と混淆し、これを支配したであろう。支配部族は、はじめの中は狩猟部族の「黒」部族で、熊を尊崇している強力な戦闘能力をもつ集団であろう。それが神人をえらんで国家を形成していくことになるであろう。次に獅子すなわち猪を狩る一般的狩猟部族で、通常「毛」の部族というべき獸（毛物）をとる集団もある。猪のほかに鹿、その他を狩る部族もあり、それぞれ尊崇する対象として、熊、猪（獅子）、鹿などを神格化している。阿武

郡（阿武国）の内陸部の黒獅子山や黒島などは、黒部族の権利と繁栄を守護する神の存在を証するものである。白須山は白須を漁する部族の聖山であり守護山である。権利の源泉ともなる山である。海人部族の中には赤島をもつ赤部族もあり、赤色を尊崇し、赤裨をしめ、赤間関を拠点として日本海側と瀬戸内海（下関の長瀬戸から内側の海域）、とくに内海において活躍し漁獲上の権利を伸張している。赤鯛を神聖視する。黒部族は漁業にも進出し、海人部族との「黒」族も鯛の赤部族とは異って主として鯨（おそらくいるがであろう）をとり、鯨岳をもつ。

このような初期の段階から、古形をとどめつゝ平地の国家へと発展してゆくにつれて海人部族の国家へと変質していくので、「野」が出現してきた段階では、最も栄えた国家として、阿武野（あんの）とよび、海人（あま）の部族の国という通念が定着したと思われる。従つて、阿武（阿牟）の国は、まず何より先にアンノであり、阿武と書いてアンノとよむに至る。野がなくてもアンノである。しかし阿武国とか阿武郡と書いたときはアンノといわずしてアムノクニとよみ、またアブグンと漢字に従つて発音する。海野（うんの）の変化たるアンノはこのようにこの国の全盛期の名残りをあらわすものとおもわれる。次の段階の国という観念が出来てアンノクニすなわち阿武国を名乗るに至つてからち、この国は、石見国との国境に比較的近い地域に「小国」という地郷をおき、阿武国が国家としては、やや小規模であるが、強力かつ盛大に繁栄していること、将来も永久にそうであることをこれによつて神に祈念している。おそらく、この小国之地に部民をおいてその証としていたことであろう。なおまた、この地域は、より小さな神角（神津野）の名を名乗つて、神聖な國家という意味をあらわす中心的小国家の所在地でもあつた。それと同時に阿武国全体の国王は「国牛」という地名の場所に王城をおいて統治していたものと考えられる。国の王者という意味である。十種ヶ峰（とくさがみね）（九八九米）の西北麓に国牛（地名）があり、西南麓（神津野）に神角がおかれている。さ



らに国牛のやや北側に小国がおかれていて、あらゆる条件が具つてているところからみれば、この国の国見山はまさに十種ヶ峰（十草ヶ峰）であると断定しうる。国見山の名称が失なわれている点にこの阿武国の辿つた運命を明らかに見ることができるのである。そしてこの点は、長門国（長瀬戸の國すなわち赤間の瀬戸の國のこと）の運命にも共通するところであるといえよう。

ここに掲げた地図によつて、阿武国（阿牟国）の領土範囲と矢筈山（この国では矢櫃山となつてゐる点でも長門国の美祢郡の美東矢櫃山と同じ地位におかれるに至つてゐることがわかる）と、国見山ならびに国境の領域限界表示と、三国山および国王府の所在地を次に説明する。

国家の地位としては従属国の地位におかれた形になつてゐるが、その点は縄文時代後期から弥生時代にわたつて繁栄した山岳崇拜体制国家として、無文字時代特有の地形地物による領土表示方法と、國家存立表示方法とを用いた法的表示方式がくわしく示すところである。このような表示方式としてはおそらく最終的段階ともいべき弥生時代におけるこの国の地位を示すものであろう。まず第一に阿武の国は国見山を一方では豊国によつて削奪され、固有の本来的には国見山であつたと考えられる十種峰（石見国との国境地帯にある）を国見山と呼ばないで十種ヶ峰と呼び、代つて国見山の名称を広域的連合体としての八カ国連合、またはさらに結合度を強化した形の八カ国統合の表示を意味する「八国見山」すなわち安芸（吉備—備後部のみで安芸に併合されたもの）周防・長門・阿武・石見・出雲・因幡および伯耆の国から成る八カ国連合体の国の合計八カ国の国家主権を「たばねてあづかる」ところの統合権またはすくなくとも連合権ともいべき結合体の主権の表示山に委託ないしは委譲している。しかもまた、その段階に至るまでは、前段階として、この国は、豊国の豊前部分にある国見山によつて代位されていた。しかし、さらにそれよりも以

前のおそらく縄文晩期には、阿武の国は長期に亘って、きわめて古くから独立した小国家として、国見山（十種峰）を主権表示の山として有し、栄華をほこつてきていしたものであろう。そして縄文晩期から弥生時代にかけて、その独立は、九州北部にあらわれた、いわば「近代的」な農業的国家ともいうべき豊國によつておびやかされ、やがて豊國が長門国を支配下におき、つづいて阿武国が豊國の勢力下におかれるや、両国はともに国見山を禁止されて、豊國の国見山が、この二国の国見山を代位し、さらに次の段階として、豊國が周防、安芸、備後の各國をも制圧し、とくに吉備の国から備後部分を取得して比婆（郡）に八国見山（八四五米）をおく段階になると、八カ国の大域的結合を示す大域主権表示の山として機能することになる。阿武国にもしも国見山が現在伝承的にその存在を明瞭に存続させていれば、阿武国は独立のままであつたということになる。現在までのところでは長門国とともに、国見山を欠き、しかもあるゆる証拠が、国見山であつたと断定できる山岳を有しており、それが十種峰であることは自明とうに足るほどに各種の条件を具備しているのである。すなわちこの十種峰の西南麓、西北麓には神角（神津野）と、国牛とがおかれ、北麓に小国と市場および市瀬があり、十種ヶ峰を国見山と見るに足る配置状況が今日まで残つてゐる。

矢筈山としては、周防国との境界に三国岳とならんで九三三米の矢筈山があり、この山から放射線状に矢の飛行線を領内にくまなく放射する図形をもつて、かつその図形において矢が落下したり、停止したりする海辺か山岳地の矢止め表示の線をつなぐ範囲が領土をあらわすことになる。阿武矢筈山の表示し足りない部分（曲線部に相当する地域）に対しても福栄村の押原の西に矢櫃をおき、さらに矢櫃から日本海に向つて進む海上に櫃島をおき、この矢櫃と櫃島の二つによつて、残された地域の全部に統治領有権のおよぶことを表示しうるのである。

国見山を八国見山によつて代位された点について八国とは、これまで発表してきたところでは長防芸備（後）石雲

のほかに、因幡と伯耆の一国を含むと解してきたが、阿武国の国家としての存立を矢筈山と、国見山に相当する十種山で確認しえたので、見解を改め、八国見山の表示する八カ国とは長門・周防・阿武・安芸（備後を含む）・因幡・伯耆・石見・出雲の八カ国とすることにしたい。これらはすべて国見山が発見されるか否かにかかっている。

阿武国の東部国境は石見国との境界で、とくに問題はないが、西部国境は阿武川によって長門国、とくに大津郡（大津の国または津の国）とへだてられている。この国境をなす阿武川の日本海に注ぐデルタ地帯に現在の萩市が位置しているので萩市が阿武国側にあるのか、大津国（長門国に含まれる）側にあるのかという点を明らかにしておきたい。

萩市は海浜地域に位置し、縄文・弥生両時代には特に集落を形成していたわけではない。阿武川に沿って阿武国と長門国との国境を示す表示物が殆ど一列をなして北の海辺から南の山地にまでならび連なっている。すなわち海上の大櫃島から大櫃山（一六四米）をへて、妙見山（遠見山の変化した名称）および立野と旭村矢落と、同じく旭村矢代とがあり、いづれも国境の存在を示すもので、領土権の終了する地点である。したがって、萩市の阿武川以東に入る地域までが阿武国に属し、阿武川以西の部分は長門国の中の大津国に属するものである。

一つの国家が独立国であるか否かを明示する手段は国見山をおくか否かによる。国見山がなくて、矢筈山のみがおかれている時は、他の国家と対等の資格をもつて連合したものであって、中核的国家に八国見山、三国山、二見山などの名をもつ連合表示山がおかれていくことになる。元来は、矢筈山があれば、その表示する一定地域がある統治権者の領土であるということを示しており、矢筈山は必ずしも国家の段階（久爾）にまで達した大きさ（領土的規模）のものをあらわすとは限らないで、せいぜい一郡程度の地域に数カ村の小國家群が併立して競い合い、戦いをくり返しながら領土の不可侵的平和的相互尊重を約定することが発生的には常態であったといえる。その場合には「大平山」

を設けて、小國家同士の間で永久平和の協定をとりむすぶことになるのである。協定の各条項は大平山を設けるに当つて交戦当事国双方が提出した神体（神盟誓約物体）たる、たとえば所持する装飾品や武器などによつて、条文の数も、各条項の内容も明らかに示され、客観的に確定されるのである。休戦の時は「小平」をおくことになる。

國家が独立権を有し、その内部において地域的に法的地位の上で格差がおかれてゐる時は、一方は矢筈山で他方は矢櫃山を名乗り、かつ国見山に相当するものとしては、部族の守護山がおかれるのみとなる。矢筈山が、矢櫃山へと降格的に改称されることもあつたであらう。阿武国は国見山を失い、また矢筈山のほかに矢櫃山を別途に設置してゐる。阿武町矢櫃山（三八一米）がそれである。文献上は最近刊行された「防長百山」（安倍正道著マッソ書店刊昭和五十四年）にこの山があげられてゐることからも確実に存在するが、まだその所在を私は見出し得ていないので、前掲の地形図には示しておこことができなかつた。その他に大櫃山と櫃島と矢櫃は、それぞれの所在地の小國家（野もししくは浦など）の領土範囲の表示を行なつたもので、國家自体としては矢櫃山一つで充分であり、かつそれに対する部民設置の地区名として川上村矢櫃なる地名がおかれていることにもなる。

ところで、阿武国は、矢櫃山とは別に矢筈山を有し、さきの矢櫃山としての格の低い従属的地位の表明とともに、全く違つた立場で他の近隣国と対等の領土的地位を有することを示してゐる。矢櫃山によつて豊国への従属性を表明し、他方では、元來有していた矢筈岳（阿東町）を用いて、阿武国領土に対する領有権を表示し、その表示不可能地域に対しては川上矢櫃や大櫃山をもつて表示する。かつ、阿東矢筈岳にきわめて近接する三ツが峰（または三国山ともよぶ）によつて、阿武国を含むに至つたところの長門国と、周防国と、石見国との三カ国の連合が成立していることを示すが、その連合は互いに対等の資格においてなされていることを三国岳の名によつて表示するのである。そして、

この連合（連立）は、安芸国に隣接する吉備（備後）の国の八国見山によつて代位される。したがつて、阿東三国見山（三國岳または三ツが峰、もしくは八ツ頭山ともいう）は、阿武国と周防石見の連合表示のほかに、阿武国を吸收した段階としての長門国そのものと、周防国と石見国との三カ国連立段階の表示でもあるといわなければならない。それは、しかし阿武国が長門国に吸收された段階のあとから訪れてくる段階である。そして、阿武国が長門国によつて吸收された段階においては、この両国の国見山は、豊国の国見山によつて代位されるようになつていただけで、豊国の八国見山は存在しない時期であると考えなければならない。したがつて、それは次に周防と安芸の両国に対しても豊国の勢力が伸張してくる段階をあとに控えている時期、すなわち「おもだる」と「妹あやかしこね」の段階であると考えざるをえないものである。

伊邪那岐と伊邪那美

日本列島に展開していた百余国（魏志倭人伝）に比定されるところの、大よそ百カ国、または、その規模をより大きくみて、これを、現在まで伝えられている六十余国（国郡制による）の群立の段階にあてはめてみると、それらの百カ国前後の国家が互いに共通の法規として山岳崇拜体制国家としての各国の国内法および國際慣習法にもとづき、一つの國際社会を形成していたことは否定できない。その時期は縄文晩期から弥生時代の全期間に亘り、つづく古墳時代は、このような体制が崩壊し滅亡してゆく期間であるが、大和王朝国家の時代となつても、初期の数世紀の間は、なおかつ統合国家の段階にとどまり、すめらみこと（天皇）は、統合王として、各国に対する上位統治権を獲得していたにすぎず、首飾りの数十の玉すなわち各国を「すべ、たばね」るものであり、直接の支配者ではなかつたのである。

国家王統系譜を現実的に地域関連性を重視する立場から、領土的発展過程として把握する見地にもとづき、豊国の本州における長門国および阿武国への統治権の取得を「おもだる」と「妹あやかしこね」の段階に見出すことができることをこれまで論述してきたのであるが、次の系譜上の段階としてあらわれてくる「伊邪那岐」「伊邪那美」とはいかなる意味をあらわし、また法地誌学的方法論によつて、現実かつ具体的に地縁的関係からみて、いかなる領土的得喪を、その時代（存命期間）において行なつたかという点を次に考察してみなければならない。それによつて、國家の領土的変動（得喪）が、いかなる慣習国際法規によつて行なわれたかということ、および、その国内的行動記述の中から、国家的行動の対内的、国内法的側面が浮び上り、いかなる慣習国内法が有効に行なわっていたかという点を明らかにすることができるであろう。

（以下次号）